



2021年2月26日

各 位

会社名 株式会社あかつき本社
代表者名 代表取締役社長 島根 秀明
(コード 8737 東証第2部)
問合せ先 取締役執行役員社長室長 北野 道弘
(TEL 03-6821-0606)

株式給付信託（BBTおよびJ-ESOP）への追加拋出に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、会社法第370条に基づく取締役会の決議に替わる書面決議により、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2021年3月15日(月)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式700,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき金368円
(4) 処 分 総 額	257,600,000円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当社は、2014年6月27日開催の第64回定時株主総会の決議に基づき、「株式給付信託（BBT）」（以下「BBT 制度」といい、BBT 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「BBT 信託」といいます。）を導入し、2017年6月29日開催の第67回定時株主総会および2018年6月28日開催の第68回定時株主総会において BBT 制度の一部変更の承認を得ております。

また、当社は、2013年3月25日開催の取締役会の決議に基づき、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「J-ESOP 制度」といい、J-ESOP 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「J-ESOP 信託」といいます。）を導入しております。

今般、当社は、BBT 制度および J-ESOP 制度（以下、併せて「本制度」といいます。）の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を BBT 信託および J-ESOP 信託が取得するため、BBT 信託、J-ESOP 信託それぞれに対する金銭の追加拋出（以下、「追加信託」といいます。）を行うこと、および本制度の運営に当たって当社株式の保有および処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（BBT 信託および J-ESOP 信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）にそれ

ぞれ設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」および「株式給付規程」に基づき信託期間中（1事業年度分）に当社および当社子会社の役員等および従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、2021年2月26日現在の発行済株式総数34,029,544株に対し2.06%（小数点第3位を四捨五入）となります。

※BBT 信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2021年3月15日（予定）

追加信託金額 114,000,000円（予定）（注）

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 500,000株

株式の取得日 2021年3月15日（予定）

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

（注）本信託は、追加信託金額（114,000,000円）および信託財産に属する金銭（70,000,000円）の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

※J-ESOP 信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2021年3月15日（予定）

追加信託金額 73,600,000円（予定）（注）

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 200,000株

株式の取得日 2021年3月15日（予定）

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会の決議があったとみなされた日の直前営業日までの1か月間（2021年1月26日から2021年2月25日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である368円（円未満切捨）といたしました。

取締役会の決議があったとみなされた日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額368円については、取締役会の決議があったとみなされた日の直前営業日の終値380円に対して96.84%を乗じた額であり、取締役会の決議があったとみなされた日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均321円（円未満切捨）に対して114.64%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均301円（円未満切捨）に対して122.26%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとしております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希釈化率が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上